

府内市町村における民間木造住宅 耐震化補助制度状況一覧

H25.8現在

	補助制度の概要(補助率、補助限度額)					
	診断		設計		改修	
	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
大阪市	9割	4.5万円	2/3	10万円	1/2	100万円
堺市	派遣制度(無料)		2/3	26万円	2/3	100万円
豊中市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円(又は60万円(※1))	
池田市	定額5万円		10万円(自己負担3割)		1/2	100万円
箕面市	10割	5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円(又は60万円(※1))	
豊能町	9割	4.5万円	制度なし		制度なし	
能勢町	9割	4.5万円	制度なし		制度なし	
吹田市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円(又は60万円(※1))	
高槻市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円(又は60万円(※1))	
茨木市	9割	4.5万円	(改修補助に含む)		15.2%(又は定額60万円(※1))	40万円(又は60万円(※1))
摂津市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円(又は60万円(※1))	
島本町	補助(9割かつ4.5万円)、派遣制度(9割)		(改修補助に含む)		定額40万円(又は60万円(※1))	
守口市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額50万円(又は60万円(※1))	
枚方市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円(又は60万円(※1))	
寝屋川市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額60万円	
大東市	9割	4.5万円	(改修補助に含む)		定額60万円	
門真市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額50万円(又は60万円(※1))	
四條畷市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円(又は60万円(※1))	
交野市	9割	4.5万円	(改修補助に含む)		定額40万円(又は60万円(※1))	
八尾市	補助(9割かつ4.5万円)、派遣制度(9割かつ4.5万円)		15万円(自己負担3割)		所得に応じ、70万～100万(定額)	
柏原市	9割	4.5万円	(改修補助に含む)		定額40万円(又は60万円(※1))	
東大阪市	補助(9割かつ4.5万円)、派遣制度(9割)		10万円(自己負担3割)		定額50万円に条件加算40万円(最大90万円)	
富田林市	9割	4.5万円	(改修補助に含む)		1/3	100万円
河内長野市	9割	4.5万円	(改修補助に含む)		定額40万円(又は60万円(※1))	
松原市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円(又は60万円(※1))	
羽曳野市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円(又は60万円(※1))	
藤井寺市	9割	4.5万円	(改修補助に含む)		定額40万円(又は60万円(※1))	
大阪狭山市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円(又は60万円(※1))	
太子町	9割	4.5万円	(改修補助に含む)		定額40万円(又は60万円(※1))	
河南町	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円	
千早赤阪村	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円	
泉大津市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円(又は60万円(※1))	
和泉市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額60万円に60万円を超えた額の1/3上乗せ(上限100万円)	
高石市	9割	4.5万円	(改修補助に含む)		定額40万円(又は60万円(※1))	
忠岡町	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円(又は60万円(※1))	
岸和田市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額70万円(又は90万円(※1))	
貝塚市	9割	4.5万円	(改修補助に含む)		定額70万円(又は90万円(※1))	
泉佐野市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円(又は60万円(※1))	
泉南市	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額40万円(又は60万円(※1))	
阪南市	9割	4.5万円	(改修補助に含む)		定額40万円(又は60万円(※1))	
熊取町	9割	4.5万円	10万円(自己負担3割)		定額70万円(又は90万円(※1))	
田尻町	9割	4.5万円	(改修補助に含む)		定額40万円(又は60万円(※1))	
岬町	9割	4.5万円	(改修補助に含む)		定額40万円(又は60万円(※1))	

※1)所得の低い方(収入分位40%以下)は、()内の額になります。